

お取引先様 各位

建設リサイクル法 のお知らせ

循環型社会形成に向けて、建設産業廃棄物の減量、再資源化は重要な課題となっており、平成12年に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」が成立し、平成14年5月30日から施行されることになりました。この法律では一定規模の建築物や工作物の解体工事、新築工事等において、特定の建設資材を分別解体し、再資源化することが義務付けられています。

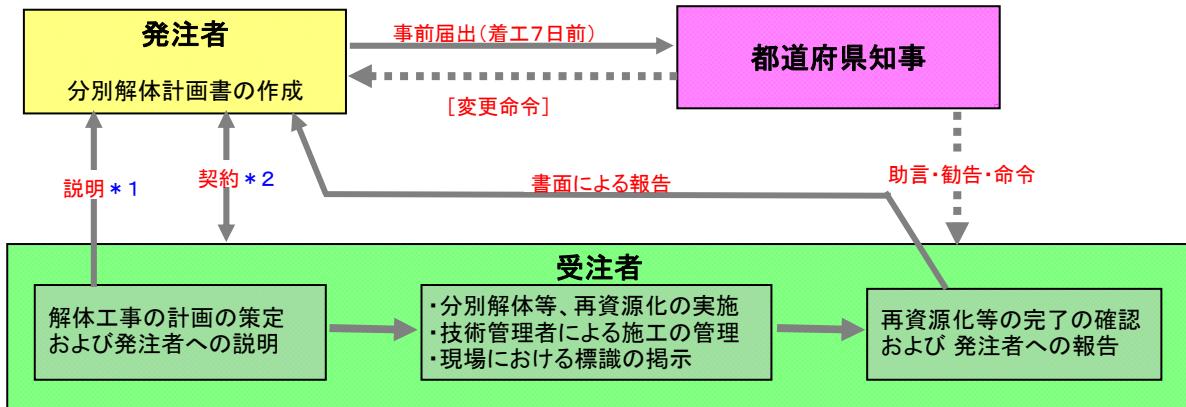
1. 対象となる工事(都道府県条例により、より規模の小さい工事を対象としていることがありますのでご注意下さい。)

- ① 建築物の解体工事(床面積の合計が80m²以上)
- ② 建築物の新築、増築工事(床面積の合計が500m²以上)
- ③ 建築物の修繕、模様替え等の工事(請負金額が1億円以上)
- ④ 建築物以外の工作物の解体工事または新築工事(請負金額が500万円以上)

2. 分別解体しなければならない資材(特定建設資材)

- ① コンクリート(再生クラッシャーラン、再生骨材等に再資源化)
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材(同上)
- ③ アスファルト・コンクリート(再生加熱アスファル混合物、再生骨材に再資源化)
- ④ 木材(チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料に再資源化)

3. 分別解体・再資源化の発注から実施への流れ



* 詳しいお問い合わせは当社営業部または事業所までご連絡下さい。

豊かで潤いのある社会づくりに貢献する
総合建設コンサルタント

株式会社 シアテック

ISO9001認証: MSA-QS-706

<http://www.ciatec.co.jp>

担当 本社営業部

TEL : (0897)37-5921

FAX : (0897)32-5979

E-mail: ctl@ciatec.co.jp